

せいひんあんぜん ほうおよ かていようひんひんしつひょうじほう もと
製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づく

たちいりけんさ じっし
立入検査の実施について

たからづかし しょうひしゃりえき ほご もくてき せいひんあんぜん ほうおよ かていようひんひんしつ
宝塚市では、消費者利益の保護を目的に、製品安全4法及び家庭用品品質
ひょうじほう もと てきせい ひょうじ たちいりけんさ じっし
表示法に基づき、適正な表示がされているか、立入検査を実施しています。

せいひんあんぜん ほう つぎ ほうりつ
なお、製品安全4法とは、次の4つの法律のことをいいます。

でんきようひんあんぜんほう
○ **電気用品安全法**

じぎょうほう
○ **ガス事業法**

えきかせきゆ ほあん かくほうおよ とりひき てきせいか
○ **液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化**
かん ほうりつ
に関する法律

しょうひせいかつようせいひんあんぜんほう
○ **消費生活用製品安全法**

ないよう つぎ
それぞれの内容については次のとおりです。

でんきようひんあんぜんほう 電気用品安全法

いっぽんかていとう しょう でんきせいひん せいれい さだ せいひん くに さだ
一般家庭等で使用される電気製品で、政令で定められている製品は、国の定め
ぎじゅつじょう きじゅん てきごう むね しめ じぎょうしゃめい ていかくでんあつ ていかく
た技術上の基準に適合した旨を示す「PSE」マーク、「事業者名」「定格電圧」「定格
しょうひでんりょく とう ひょうじ ちんれつ はんばい
消費電力」等の表示がなければ、陳列・販売することができません。

ひょうじ 【表示】

とくていでんきようひん
特定電気用品



または < P S > E

とくていでんきようひんいがい でんきようひん
特定電気用品以外の電気用品



または (P S) E

でんきぶひん でんせん
○電気部品(電線、コンセントなど)

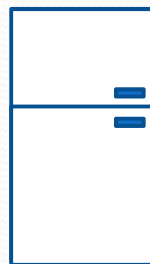


かてい
○家庭などのコンセントにつないで使用
するもの

こどもやお年寄りが使うもの
(おもちゃ、マッサージ器など)

はだ ふ かていようちりょうき
○肌に触れるもの(家庭用治療器など)

れいぞうこ せんたくき
(冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビなど)

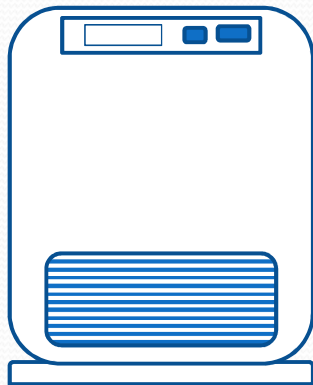


じぎょうほう ガス事業法

とし 都市ガス用の器具のうち、ガス瞬間湯沸器、ガスストーブ、ガスバーナー
つきふろがま、ガスふろバーナー、ガスこんろの5品目については、国の定め
た技術上の基準に適合した旨の「PSTG」マークがなければ販売できません。

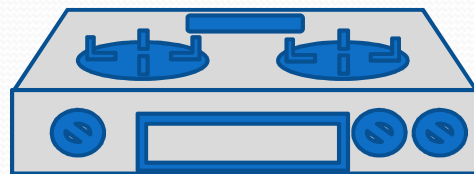
ひょうじ 【表示】

とくてい ようひん
特定ガス用品



とくてい ようひんいがい
特定ガス用品以外の

ようひん
ガス用品



えきかせきゆ ほあん かくほおよ とりひき 液化石油ガスの保安の確保及び取引の

てきせいかにん ほうりつ 適正化に関する法律

えきかせきゆ よう きくとう ちょうせいき しゅんかんゆわかしき
液化石油ガス(LPガス)用の器具等のうち、調整器、カセットコンロ、瞬間湯沸器、

こうあつ っ せん
高压ホース、バーナー付きふろがま、ふろがま、ふろバーナー、ストーブ、ガス栓、ガス

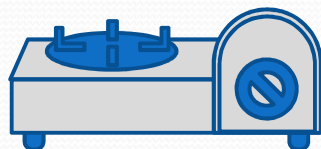
も けいほうき ていあつ たいしんじどう しゃだんき くに さだ ぎじゅつじょう
漏れ警報器、低圧ホース、対震自動ガス遮断機については、国の定めた技術上の

きじゅん てきごう むね はんばい
基準に適合した旨の「PSLPG」マークがなければ販売できません。

ひょうじ 【表示】

とくていえきかせきゆ
特定液化石油

きくとう
ガス器具等



とくていえきかせきゆ きくとう
特定液化石油ガス器具等

いがい えきかせきゆ きくとう
以外の液化石油ガス器具等



しょうひせいかつようせいひんあんぜんほう 消費生活用製品安全法①

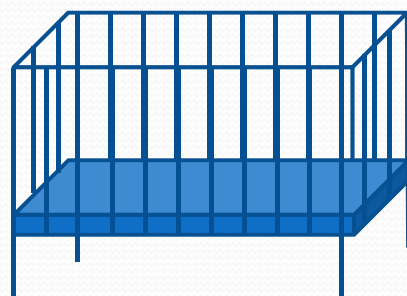
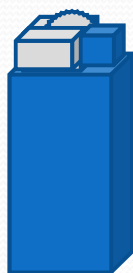
しょうひせいかつようせいひん なか しょうひしゃ せいめい しんたい たい とく きがい およ おそ おお せいひん
消費生活用製品の中で、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼす恐れが多い製品
については、くに さだ ぎじゅつじょう きじゅん てきごう おね はんばい
については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の「PSC」マークがなければ販売できず、
な きけん せいひん でまわ せいぞうじぎょうしゃどう かいしゅうどう そ ち めい
マークの無い危険な製品が出回っているときは、製造事業者等に回収等の措置を命ずること
ができます。これらの規制対象品目は、じ こかくにん ぎ おつ とくていせいひん なか
ことができます。これらの規制対象品目は、自己確認が義務付けられている特定製品とその中で
さらに だいさんしゃきかん けんさ ぎ おつ とくべつとくていせいひん
さらに第三者機関の検査が義務付けられている特別特定製品があります。

ひょうじ 【表示】

とくべつとくていせいひん
特別特定製品

とくべつとくていせいひんいがい
特別特定製品以外の

とくていせいひん
特定製品



しょうひせいかつようせいひんあんぜんほう 消費生活用製品安全法②

しょうひせいかつようせいひんあんぜんほう いちぶかいせい へいせい ねん がつ にちせこう ちょうきしょうせいひんあんぜん
消費生活用製品安全法の一部改正(平成21年4月1日施行)により「長期使用製品安全

てんけんせいど そうせつ しょうひしゃじしん ほしゅ むずか けいねんれっか じゅうだいじ こ ほっせい
点検制度」が創設され、消費者自身の保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそ

たか ひんもく とくていほしゅせいひん せいひんじ こほうし もくてき てきせつ たいおう おこな
れが高い9品目を「特定保守製品」として、製品事故防止を目的に、適切な対応を行っている

かくにん
かを確認しています。

れいわ ねん がつ にちせこう どうほう いちぶかいせい おこな とくていほしゅせいひん ひんもく ひんもく
なお、令和3年8月1日施行で同法の一部改正が行われ、特定保守製品の品目が9品目か

ひんもく へんこう かいせいご とくていほしゅせいひん い か
ら2品目に変更しました。改正後の特定保守製品は、以下のとおりです。

れいわ ねん がつ にち
(令和3年8月1日～)



ぐたいてき けんさほうほう せいど にんちかくにんおよ じっしほうほう かくにんどう おこな
具体的な検査方法は、制度の認知確認及び実施方法の確認等を行って
います。

かていようひんひんしつひょうじほう 家庭用品品質表示法①

かていようひん せいかつ へんか ぎじゅつかくしんどう さまが
家庭用品は、生活スタイル、ニーズの変化や技術革新等により様変わりしてきており、
ひんもく ひょうじ おこな じこうどう ずいじみなお おこな
品目や表示を行う事項等については、随時見直しが行われています。

かていようひん いっぱんしょうひしゃ せいかつ しょう せんいせいひん ごうせいじゅしかこうひん
家庭用品のうち、一般消費者の生活に使用されている繊維製品、合成樹脂加工品、
でんききかい きく およ ざっかこうぎょうひん しょうひしゃ こうにゅうじ ひんしつ しきべつ こんなん
電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者が購入時に品質を識別することが困難で、
ひんしつ しきべつ とく ひつよう みと ひんもく つぎ ふた じこう
かつ品質を識別することが特に必要と認められる品目については、次の二つの事項につい
て、品質表示を行う必要があります。

せいぶん せいのう ようと ちよほう たひんしつ かん ひょうじ じこう
1. 成分、性能、用途、貯法その他品質に関して表示すべき事項

ひょうじ ほうほう た かか じこう ひょうじ さい せいぞうぎょうしゃ はんばいぎょうしゃ
2. 表示の方法その他「1」に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者

また ひょうじぎょうしゃ じゅんしゅ じこう
又は表示業者が遵守すべき事項

かていようひんひんしつひょうじほう 家庭用品品質表示法②

せんいせいひんいちらん ○繊維製品一覧

- いと おりもの きじ きじ
・糸 ・織物、ニット生地、レース生地 ・コート ・セーター ・シャツ ・スポン ・水着
- およ
・ドレス及びホームドレス ・ブラウス ・スカート ・事務服及び作業服 ・上着
- こどもよう およ したぎ しんい はおりおよ きもの くつした
・子供用オーバーオール及びロンパース ・下着 ・寝衣 ・羽織及び着物 ・靴下
- てぶくろ おび たび ぼうし
・手袋 ・帯 ・足袋 ・帽子 ・ハンカチ ・マフラー、スカーフ及びショール ・風呂敷
- およ ぎ はおり およ おびし ゆかしきもの もうふ
・エフロン及びかっぽう着 ・ネクタイ ・羽織ひも及び帯締め ・床敷物 ・毛布
- ひざか うえか ふとん しきふ ふとん か
・膝掛け ・上掛け ・布団カバー ・敷布 ・布団 ・カーテン ・テーブル掛け
- およ てめく もうふ およ まくら
・タオル及び手拭い ・ベツスフレッド、毛布カバー及び枕カバー

ひょうじれい 【表示例】

本体 綿 100%
装飾 ポリエステル 100%



○○繊維(株)
住所 東京都千代田区○○町○○番地

かていようひんひんしつひょうじほう 家庭用品品質表示法③

ごうせいじゅしかこうひんいちらん ○合成樹脂加工品一覧

・ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋

かたせいけい かねつ かた かたち かたちづく ごうせいじゅしせい だいどころようようきとう さうとう
・型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製の台所用容器等、皿等、

いた せいひょうようきく しょくじょう きくとう ほん すいとう
まな板、製氷用器具、食事用の器具等(盆・水筒)

・たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具(湯たんぽ)

かはんがたべんきおよ べんじょよう きく
・可搬型便器及び便所用の器具

ひょうじれい 【表示例】

原料樹脂 ポリプロピレン

耐熱温度 120℃

耐冷温度 -20℃

容量 300ml

取扱い上の注意

・火のそばに置かないでください。

○○樹脂(株)

住所 東京都千代田区○○町○○番地

かていようひんひんしつひょうじほう
家庭用品品質表示法④

でんききかいきくいちらん
○電気機械器具一覧

- ・エアコンディショナー ・テレビジョン受信機^{じっしんき} ・電気パネルヒーター^{でんき} ・電気毛布^{でんきもうふ}
・ジャー炊飯器^{すいはんき} ・電子レンジ^{でんし} ・電気コーヒー沸器^{でんき} ・電気ポット^{わかしき} ・電気ホットプレート^{でんき}
・電気ロースター^{でんき} ・電気冷蔵庫^{でんきれいぞうこ} ・換気扇^{かんきせん} ・電気洗濯機^{でんきせんたくき} ・電気掃除機^{でんきそうじき}
・電気かみそり^{でんき} ・電気ジューサーミキサー^{でんき}、電気ジューサー^{でんき}及び電気ミキサー^{およ でんき}
・卓上スタンド用蛍光灯器具^{たくじょう ようけいこうとうきく}

ひょうじれい
【表示例】

種類 ミキサー
定格容量 400ml
使用上の注意
・使用方法に関する注意事項
・点検・手入れに関する注意事項

○○電気(株)
住所 東京都千代田区○○町○○番地

かていようひんひんしつひょうじほう 家庭用品品質表示法⑤

ざっかこうぎょうひんいちらん ○雑貨工業品一覧

- ・ティッシュペーパー及びトイレトペーパー ・障子紙 ・塗料 ・サングラス ・浄水器
- ・衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤 ・ショッピングカート ・強化ガラス製器具
- ・食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく
- ・合成ゴム製の台所用容器等、皿等、まな板、製氷用器具、食事用の器具等
- ・強化ガラス製器具、・ほうけい酸ガラス又はガラスセラミック製器具
- ・漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具
- ・鍋 ・湯沸かし ・魔法瓶 ・かばん ・洋傘 ・靴 ・たんす ・机及びテーブル
- ・革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、スボン、
ドレス、スカート、上衣、手袋 ・椅子、腰掛け及び座椅子
- ・スプリングマットレス ・ウレタンフォームマットレス ・歯ブラシ ・哺乳用具

ひょうじれい 【表示例】

品名	床用ワックス
用途	化学タイル、クッションフロア、 塗装木質床等の床材の保護とつや出し 白木には適しません。
種類	水性(樹脂系)
成分	合成樹脂、水
正味量	1ℓ
使用量の目安	1㎡あたり12g

使用上の注意

- ・危険、事故等の応急処置に関すること
- ・室内環境面の配慮に関すること

〇〇(株)

東京都千代田区〇〇町〇〇番地

せいひんあんぜん ほう かていようひんひんしつひょうじほう
製品安全4法、家庭用品品質表示法

ひょうじとう ふめい てん
の表示等について、ご不明な点が

かき と あ さき
ございましたら、下記お問い合わせ先に

れんらく
ご連絡ください。

と あ さき
(お問い合わせ先)

たからづかししょうひせいかつ
宝塚市消費生活センター

たからづかしめふ ちょうめ かい
宝塚市売布2丁目5-1 ピピアめふ 1・5階

でんわ
電話:0797-81-4185

FAX:0797-83-1011